

令和3年度包括外部監査（監査対象：教育委員会事務局、一般財団法人神戸市学校給食会）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>第3 監査の結果及び意見</p> <p>II 全般及び共通事項</p> <p>1 働き方改革と労務管理について</p> <p>[意見1] 教職員の心身健康の維持を積極的に図るための環境づくり</p> <p>医師面談を教職員に強要することはできないが、安心して面談を受けることができるよう医師には守秘義務があることや長時間労働における医師の面談は法律によって義務付けられていること等について、これまで以上に周知するなど、教職員の心身健康の維持を積極的に図るための環境づくりに取り組む必要がある。</p>	<p>令和4年9月実績分より、勤務時間外在校時間が150時間を超える教職員は、希望の有無に関わらず産業医面談を実施するよう運用を変更している。今後も、教職員がより安心して産業医面談を受けられることができる環境づくりを進めるとともに、通知・案内はもちろん、各種研修等を通じて管理職が心身の健康に関する理解を深め、教職員の変化にいち早く気づき、適切に対応することができるよう取り組みを進める。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	<p>措置済</p>
<p>[意見2] 効率的な働き方改革の取組の推進</p> <p>効率的な事業実施の観点から、どの取組（事業）がもっとも効果的であるのかについて評価し、優先順位をつけたうえで統合・廃止の検討を進められたい。</p>	<p>働き方改革推進プランに挙げた項目は多岐に渡っているが、対応可能なものから順次取組を進め、概ねすべての項目に着手した。</p> <p>中学校部活動ガイドラインの策定や夜間における電話対応など、一度対応すれば完了となる項目もあるが、多くの項目において予算確保も含めて継続して対応していく必要がある。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>2 GIGAスクール構想を含むデジタル化の現状について</p> <p>[意見3] オンライン授業の実施に関する通知</p> <p>教育現場への混乱を避けるため、教育委員会事務局は教育現場と意思疎通を密に行い、学校園と教育委員会事務局との連携を深め、実情に即した通知を出すべきである。</p>	<p>実施校に対する聞き取り調査、取組事例の全校共有、オンライン対応を行う必要のなかった学校への対応、オンラインによる学習支援で活用できるコンテンツを集約するなどした。実情に即したオンライン授業の実施通知を行い、学校において必要な時に確実に活用・実施できる環境整備などに取り組んだ。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	<p>措置済</p>
<p>[意見4] オンラインによる学習支援にかかる支援体制の強化</p> <p>GIGAスクール構想の一つであるオンラインによる学習支援を早期に実現するためには、学年・学級閉鎖以外のオンライン未実施校に対しても聞き取り調査を行うなど、教育委員会事務局の支援体制を強化する必要がある。</p>	<p>オンラインによる学習支援の状況や課題を把握するため、実施校に対する聞き取り調査を行い、取組事例を全校に共有している。また、学級閉鎖等がなかったためオンライン対応を行わなかった学校に対して、個別連絡し、準備状況を確認している。引き続き、効果的な取組事例の共有や準備に不安のある学校への個別訪問等の支援を行い、全市的な底上げを図っていく。</p>	<p>措置済</p>

令和3年度包括外部監査（監査対象：教育委員会事務局、一般財団法人神戸市学校給食会）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>[意見5] タブレットドリルの活用について 定期的にアンケートを実施することなどにより、学校園との連携をより一層深め、タブレットドリルに関する疑問点・問題点などを早期に発見し、解消していく必要がある。</p>	<p>(教育委員会事務局)</p> <p>令和3年度の2学期以降、授業や家庭学習での活用が進められている。活用状況は学校や学年等により偏りがあるため、学校現場の意見等も踏まえて「タブレットドリル活用の手引き（基本編）」等を令和3年7月に作成・配布し、活用促進を図っている。また、令和4年度にも好事例を収集し、学校に周知した。今後も継続的にタブレットドリルの活用状況や改善点を把握するとともに、各教科での効果的な活用方法等について、とりまとめて発信していく。また、改善事項に関しては、要望事項を集約し委託事業者に伝え改善を依頼するなどしており、改善事項があれば、改善を促していく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	<p>措置済</p>
<p>[意見6] GIGAスクール支援員の継続配置 GIGAスクール支援員については、ICT機器の整備状況等を踏まえて、求める業務内容を検討し、それに応じた配置体制及び配置時期を検討するとともに、ICTの活用促進のため、年度を通じて継続的に配置する必要がある。</p>	<p>GIGAスクール支援員の配置については、学校現場からの要望も強いと把握している。予算事項になるので、学校園での1人1台の端末の活用に向けて、学校現場の支援体制について、引き続き財政当局と協議・調整を行った。</p> <p>また、教職員からの問い合わせに対応できるようヘルプデスクを設置している。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>[意見8] 学校園のデジタル化対応のモニタリングの実施 GIGAスクール構想等の学校園のデジタル化対応について、教育委員会事務局が今後、継続的にモニタリングしリードしていく必要がある。</p>	<p>学習用パソコン等のICTを活用した授業に関して、教員向けのシステム操作の研修に加えて、教育委員会事務局に指導主事を増員配置(2名)し、ビデオ会議システム(Teams)による教員からの相談対応や学校への訪問指導・研修等を行っている。また学校現場でのICTを活用した授業動画等の蓄積・共有を進めている。</p> <p>令和3年度末にアンケートや指導主事による聞き取り等で活用状況や課題の把握を行った。今後も定期的なアンケートを行う中で、聞き取り等でのオンライン授業の実施状況の週単位等の把握、タブレットドリルの使用状況の毎月の把握等を行い、引き続き、対応状況を把握するとともに必要な支援等を行っていく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>3 教育委員会の組織風土改革の進捗状況について</p> <p>[意見9] 組織風土改革の進捗状況の評価について</p> <p>「神戸市教育委員会改革方針」により組織風土改革を達成するために、最終的な目標を明確にし、いつまでに行うか、またそれに対してどこまで進捗しているのか明らかにする必要がある。そのためにも実施された施策が、予定したとおりに運用され効果が現れているか、十分に評価し分析することが必要である。さらに各部署で実施された様々な施策が、教育委員会全体として見たときに重複等なく効果的に行われているか検証しておくことも必要である。</p>	<p>組織風土を変えるには、ある程度時間をかけながら着実に取り組みを進めていく必要がある。そのため、「神戸市教育委員会改革方針」及び「実施プログラム」には目標を設けておらず、情勢の変化に応じて改定していくものと考えている。</p> <p>「神戸市教育委員会改革方針」の進捗状況については、令和3年4月に策定した「神戸市教育委員会改革方針2021」及び「実施プログラム2021」において、これまでの取組状況を記載し公表した。さらに、令和4年8月には、「実施プログラム2021」の更新を行った。</p> <p>評価については、毎年、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」において、外部の専門家により評価・意見を頂戴するとともに、議会に対しても報告を行っている。</p> <p>引き続き、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の中で、教育委員会として適切に検証を行うとともに、外部の専門家からの評価・ご意見も踏まえつつ組織風土改革を推進していく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>[意見11] いじめ防止対策の継続した取組について</p> <p>いじめ防止対策推進法に基づいた、いじめ防止対策を行うための体制は整備されつつあるものの、令和元年度発生の重大事態の調査報告書や令和元年度実施のアンケート調査結果を見る限り、未だ十分に理解され運用されているとは言えない状況にある。いじめ防止対策については、今後も継続的な取組を行い、現場の教職員一人一人の意識を高め、いじめ防止対策のために整備された体制を適切に運用し、いじめ防止・いじめ対応にかなげられるようにしていくことが必要である。</p>	<p>毎年、各学校に対して「いじめ問題への組織的な取組に関する調査」を行っている。その調査を行う中で、各校がいじめ問題に対する取組の検証を行い、必要に応じて事務局から指導助言を行っている。</p> <p>また、令和2年9月に策定した「神戸市いじめ対応のための実施プログラム」に基づいて、いじめ対応の研修を実施する等教職員一人一人が意識を高めるよう取り組んでいる。</p> <p>その進捗状況については、「神戸市いじめ問題審議委員会」において点検・評価を行っており、今後適宜必要な見直しを行っていく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	<p>措置済</p>
<p>4 財産管理の状況について</p> <p>[指摘事項1] 預金口座の管理について</p> <p>預金口座の名義人又は代表者が校園長になって</p>	<p>全校の実態調査を行い、その結果をもとに、学校園に通帳の印は校長の個</p>	<p>措置済</p>

令和3年度包括外部監査（監査対象：教育委員会事務局、一般財団法人神戸市学校給食会）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>いない学校園については、速やかに変更手続を実施するか、代表者名を登録できない金融機関については当該預金口座の登録印を校園長の個人印にするなどして預金口座を管理するべきである。</p>	<p>人印とするよう令和3年12月に通知した。 (教育委員会事務局)</p>	
<p>〔意見13〕 予算委員会の議事録の作成等について 執行計画及び予算内容の決定過程を説明できるよう、かつ、教職員間で共有し次年度以降の検討に活用できるよう予算委員会の議事録を作成、保存を徹底されたい。</p>	<p>令和3年12月の相互支援体制推進会議で、議事録を作成し保存するよう周知した。 (教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>〔意見14〕 準公費会計システムの通知文様式について 準公費会計システムで作成できる保護者への通知文等の文書については、可能な限りシステムを活用するよう改善されたい。</p>	<p>令和5年度の通知文より学校園が使いやすいものになるよう、令和4年度末にシステム改修を行った。 (教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>〔指摘事項2〕 現金出納簿の作成について 「神戸市立学校園準公費会計事務の手引」に従い、学校園においては少なくとも月1回の手元残額確認を実施し、現金出納簿に明記するべきである。</p>	<p>手元残額確認の実施や現金出納簿への明記について、事務職員の相互支援体制の取組を通じて、月1回確認するよう徹底を図った。 引き続き事務職員の相互支援体制の取組の中で周知徹底していく。 (教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>〔意見18〕 備品管理システムについて 学校園が使用している備品システムの老朽化と事務非効率になっている事項について、システム改修を検討する必要がある。</p>	<p>令和5年度から導入する新財務会計システムで備品管理を行う。 (教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>5 情報管理について 〔指摘事項4〕 監査・自己点検基準及び研修・訓練基準について 情報セキュリティ対策基準を改訂した場合には、それを準用している監査・自己点検基準及び研修・訓練基準も合わせて改訂するべきである。</p>	<p>令和2年度の情報セキュリティ対策基準の改訂の際に、「監査・自己点検基準」及び「研修・訓練基準」の項番修正ができていなかった。 令和4年1月12日付で「監査・自己点検基準」の改訂を行った。なお「研修・訓練基準」については項番修正の必要なく、改訂不要であることを確認した。 (教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>〔意見19〕 情報セキュリティに対する研修の実施について 研修については、研修・訓練基準に定められた方法で実施する必要がある。 また、教育委員会事務局において受講履歴を管理し、欠席者に対してフォローアップを行うことで情報セキュリティ対策の実効性の向上に努める必要がある。</p>	<p>情報セキュリティ水準の向上に向け、引き続き、研修・訓練基準に定められた方法で研修を実施していく。なお、新任教頭セキュリティ研修は、付加的に実施している研修であり、教頭には、別途、情報担当者研修にて定められた方法（動画研修）で研修を行っている。 受講確認についてはシステムで行っており、未受講者に対しては研修動画の再送を行った。 (教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>〔指摘事項5〕 情報セキュリティに対する訓練の</p>	<p>学校園情報セキュリティ統括責任</p>	措置済

令和3年度包括外部監査（監査対象：教育委員会事務局、一般財団法人神戸市学校給食会）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>実施について 情報セキュリティ対策基準及び研修・訓練基準に従い、年1回訓練を実施し、その結果を報告するべきである。</p>	<p>者が計画する訓練に関して、令和4年度は8～9月に行った事例研修に盛り込んで実施した。次年度以降も継続予定である。  (教育委員会事務局)</p>	
<p>[意見20] 業務端末へのデータ保存について 個人情報などのデータが業務端末へ保存され、その端末の紛失などによる情報漏洩が発生しないように端末ごとの保存ファイル数を確認し、データが保存されている場合には削除を促すなどの対策を講じられたい。</p>	<p>神戸市の学校園で使用される端末は、個人情報を含むデータを仮想端末にて管理しており、業務端末に個人情報を含むデータを移すためには管理職の承認が必要で、明確な目的がなければ端末に個人情報を含むデータを保存できない運用としている。  加えて、端末への個人情報の保存を必要最小限とし、端末内の個人情報が不要となった後の削除等について、令和4年4月の管理職向け情報セキュリティ研修等にて周知しており、今後も各種研修を通じて周知を図っていく。  (教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>[指摘事項6] 情報資産台帳について 各学校園に対して所定の様式での情報資産台帳の作成について周知・徹底することで、情報セキュリティ水準の向上に努めるべきである。</p>	<p>平成31年3月より、サービスデスクが調達をはじめとする各種の申請手続を教職員に代わって行うサービス及び適切な管理を実現するための情報資産管理システムの運用を行っている。  学校園情報管理者(校園長)に対し、令和4年4月実施の情報セキュリティ研修の中で、所定の様式による情報資産台帳の作成も含む情報資産管理について周知しており、また、今後も継続して周知を図っていく。  (教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>[意見22] コロナ禍等における監査について 情報セキュリティ対策上、監査の果たすべき意義は大きいと、コロナ禍等により学校園が多忙の場合においても全面的に中止するべきではなく、監査方法を工夫することで実施されたい。</p>	<p>コロナ禍が一時的なものではない状況となっており、今後も継続して対策が必要であることから、例えば簡易的な方法で監査を実施できないか等、極力学校園の負担増とならない方法での実施を検討する。  なお令和4年度から監査を再開している。  (教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>6 教育施設について 6.2 神出自然教育園 [意見23] 神戸市立校園の利用割合について 利用校園数の目標設定をするなどして、減少傾向にある神戸市立校園の利用割合を改善されたい。</p>	<p>令和4年度中はまだコロナの影響があり、コロナ前の平成30年度と比較すると、校園の来園数はやや減少しているが、9割程度まで回復しており、更に、コロナ禍で利用促進が困難</p>	他の方法で対応

令和3年度包括外部監査（監査対象：教育委員会事務局、一般財団法人神戸市学校給食会）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>であった学校園に代わり、NPO法人等その他利用団体数を伸ばすことで、学校園も含めた令和4年度の全利用団体数は、コロナ前を上回っている。 (教育委員会事務局)</p>	
<p>[意見24] 閑散期の利用拡大について 閑散期における施設の有効利用、利用者拡大の施策を検討する必要がある。</p>	<p>令和4年度、作物の実りがなく神戸市立学校の校外学習が減少する冬季には、市民向け事業として豆腐作り（1月）、バードウォッチング（2月）、味噌作り（2月末）を実施した。今後も本園の設備や環境を活かしたイベントを企画・実施するとともに、効果的な情報発信を行い、閑散期における利用者の拡大を図る。 (教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>[意見25] 物品管理について 少なくとも年1回の実地棚卸を実施する方針を定め、備品の可動状況の確認及び備品管理簿の適正性を確認するよう検討されたい。</p>	<p>冬の閑散期に備品点検期間を定め、備品管理簿との照合及び可動状況の確認を行い、不用備品を廃棄した。今後も適切な物品管理に努める。 (教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>Ⅲ 実施重点施策について 1 監理室 [意見27] 地区統括官の役割について 地区統括官については、主な役割として、学校現場と教育委員会事務局、外部人材を登用した監理室とのつなぎ役となることで、相互理解の促進を図ることとし、状況の把握から指導・支援まで幅広い業務となっている。一方で令和2年度からは担当地区の学校長については地区統括官が1次評価者、教頭については2次評価者とするとしており、学校現場と教育委員会事務局、外部人材を登用した監理室とのつなぎ役としての役割と齟齬が生じないか、地区統括官の果たすべき役割について十分に検討していく必要がある。</p>	<p>地区統括官の果たすべき役割などについては、今後必要な取組みや改善点等を学校管理職へ毎年アンケート調査を行っている。 また、定期的に教育監理役や学校現場とも意見交換を行いながら、より効果的に機能するように検討を行っている。 (教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>2 学校経営支援課 [意見28] 不落随意契約について 競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札等により業者を選定することが求められ、随意契約での対応はあくまで例外的処理であり、極力不落随意契約を行うことは避けるべきである。競争性等が十分に図られた方法で業者を選定するためにも入札にあたっての事前調査の充実等を検討する必要がある。</p>	<p>ICT機器の設置工事契約については、競争入札を行ったが入札者がなかったために、分割して4社と随意契約したものである。 入札準備における分割要否の検討においては、事前調査（業者ヒアリング）を行った上で、工事内容及び工期が同様である別件の入札実績（※1）も踏まえて、分割することで入札参加業者が増える可能性はほとんどなく、逆にスケールメリットが損なわれると判断したものである。 また、「GIGAスクール構想の加速」（※2）に対応するために当初予定</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>より半年近く前倒することになり、工期が公共工事の繁忙期である年度末と重なってしまい、ヒアリングを行った業者からも事前調査の時点と入札時点では状況が変わったと聞いている。</p> <p>以上のことから、本件の対応については、当時の状況下において最善の方法であったと考えている。</p> <p>意見のとおり、極力不落随意契約を行うことは避けるべきと認識している。入札準備の段階で事前調査を入念に行うべく、令和4年度からは業者ヒアリング等を2社以上に行った。</p> <p>その結果、令和4年度の競争入札4件全てで落札された。</p> <p>※1：工事の規模が該当案件の1/3程度にも関わらず、入札参加が1社のみであった（令和2年12月17日入札、令和3年3月31日期限）。</p> <p>※2：国の予算措置において、端末整備時期が3年前倒しされた（令和5年度までに順次配布から、令和2年度中に小中学校の全学年配布に前倒し）</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会事務局）</p>	
<p>〔指摘事項8〕電子黒板等の余剰機器について</p> <p>調達数の見積りの妥当性について事後的に検証するとともに、台帳管理などを含めた余剰機器の管理方法や今後の活用方法について定め、各学校園に対して伝えるべきである。</p>	<p>普通教室に設置しているICT機器は、黒板等と同じように、年度替りの学級の増減に備えて、ある程度の余剰が必要と考えている。</p> <p>一方で、ICT機器は黒板等に比べて耐用年数が短くリースも約7年としており、余剰機器も数年で使用できなくなることから、令和4年度以降の年度替りの際には、2、3年後の学級数を見据えて、減少傾向の学校から増加傾向の学校へ移設を行っている。</p> <p>学校に対しても毎年度、年度替りの学級数増減に備えて、上記の取り扱いを含めて通知しているが、令和4年度からは、学級数が減る場合に他校へ移設することがある旨を明記している。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会事務局）</p>	措置済
<p>〔意見34〕学生スクールサポーター制度の推進に向けた目標設定</p> <p>効率的・効果的な事業実施のためには、事業目標は設定の必要があると考える。当事業の目的が将来の教職員の育成又は確保にあるとするならば、スクールサポーター経験者が、教員免許の取得後に、神戸市又は神戸市以外の学校園の教職員</p>	<p>スクールサポーターの満足度や教職員従事者数等の実績は把握していく必要があるが、本制度については、将来の教員を育成するとともに、学校を支援する人材を確保するという意義を併せ持った制度である。ただ、この制度は、学生の自発的な活動である</p>	他の方法で対応

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>として従事している実績や学生スクールサポーターの満足度などを目標として設定することを検討されたい。</p>	<p>ため、本センターから数値目標を設定することは本来の趣旨から外れてしまうと考えている。学生がいかに満足していく活動ができ、将来教員を目指そうという考えをもってもらえるかが重要かと思われる。</p> <p>そのため、毎年、学生及び配置校にアンケートを実施し、学生の活動成果や配置校の対応状況等を取りまとめている。</p> <p>他の自治体における教員従事者数についても、今後協定大学を通じて把握していくとともに、神戸市で従事する教員の拡充に努めていく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	
<p>4 児童生徒課                      [意見36] 不登校対策の充実について                      神戸市の不登校児童生徒の増加傾向は、全国の増加傾向を上回っている状況にあり、より充実した対策が求められている。また不登校児童生徒への支援の考え方が刷新されており、不登校児童生徒に対する取り組み方も変えていく必要がある。さらにヤングケアラーについても、実情を把握し早急に対応を行っていくことが求められている。このように不登校対策については、現在の体制で充分に行っているのか、関係諸機関との連携も含めて、さらなる支援の体制の充実や対応の仕組みを検討する必要がある。</p>	<p>不登校児童生徒への支援の現状と課題を検証するとともに、今後の不登校対策の総合的かつ体系的な支援のあり方について検討するため、令和4年7月以降、今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会を5回開催し、令和5年1月に「意見のまとめ（報告）」が提出された。</p> <p>令和5年度には「基本方針」及び「総合的な不登校支援策」の策定をし、校内支援センターの設置促進や相談体制の充実等、総合的な支援策に取り組む。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>[意見39] スクールソーシャルワーカーの配置の拡充について                      スクールソーシャルワーカーの配置については、国は「すべての中学校区に配置できることを目指すことが適切」としており、直接的な支援を求めているが、教育委員会事務局では、市内全9区に1名ずつ、広域かつ学校数の多い区は2名ずつと、基本的には間接的な支援を行う方針としている。今後ますますスクールソーシャルワーカーの役割は重要性を増すと考えられることから、さらなる配置の拡充について、間接的な支援で充分であるかも含めて今後も検討していく必要がある。</p>	<p>令和2年度の12名の配置から、令和3年度に17名の配置へと拡充している。また、国の配置基準との比較においても、国の補助事業の配置基準は全中学校に週1回3時間としているのに対し、本市では、17名のスクールソーシャルワーカーを常勤職員（週35時間）として配置し、十分な支援を行えるように体制を整えている。</p> <p>学校における相談機能をさらに充実させるため、引き続きスクールソーシャルワーカーの効果的な配置や支援方法について検討していく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>5 教科指導課                      [意見41] 図書管理システムの活用                      効率的な図書館運営の観点から、学校図書館への図書管理システムの活用について検討する必要がある。</p>	<p>図書管理システムについて、教育委員会として検討し、令和5年度予算要求を行った。システムの必要性は認められたものの、全市の予算配分の観点</p>	措置済



令和3年度包括外部監査（監査対象：教育委員会事務局、一般財団法人神戸市学校給食会）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>から見送られた。</p> <p>令和6年度予算要求に向けて、システムの機能やコスト低減方法に加え、学習用パソコンの活用、文部科学省等の動向も踏まえながら、引き続き要求を行っていく。</p> <p>（教育委員会事務局）</p>	
<p>〔意見42〕学ぶ力・生きる力向上支援員の配置にかかる目標設定</p> <p>効率的・効果的に事業を推進するには、事業目的に沿った目標、例えば学力調査結果の向上やいじめ件数の減少等、複数の事業とともに評価できる目標を設定することを検討するべきである。</p>	<p>令和5年度より、「個別最適な学び」の実現に向けて、教員免許を有すること等を踏まえ、処遇及び業務内容を見直し、より学習支援に力点をおく「学習指導員」とする等の見直しを行う。配置による学力向上の効果等の測定は難しいが、放課後学習の充実等を図りながら、学力向上に取り組んでいく。</p> <p>（教育委員会事務局）</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>〔意見46〕外国語指導助手（ALT）の勤怠管理について</p> <p>今後も増加が予想されるALTの勤怠管理について、システムの活用等により手作業の工数を削減できるよう、勤怠管理の事務効率化を検討する必要がある。</p>	<p>学校園の庶務事務システムの活用は、システム管理の対象外となっているため、実現は難しいが、令和4年度より、ALTの勤怠管理について、出勤・サービス管理を見直し、システム化は未定だが、データによるやり取りに変更している。システム導入については、会計年度任用職員全体の動向を注視していく。</p> <p>（教育委員会事務局）</p>	<p>措置済</p>
<p>6 学校教育課</p> <p>〔意見47〕閑散期の業務配分について</p> <p>学校園への派遣が少ない閑散期において、巡回日本語指導員やランゲージコーディネーターが実施できる業務を学校園からのニーズにより整理のうえ、翌年度の年間計画を立案することを検討する必要がある。</p>	<p>外国人児童生徒等が在籍する学校園の教員の支援を目的とした研修を、学校園のニーズを把握のうえ、令和3年度は実施時期を変更、令和4・5年度はそれぞれ実施回数を増加する年間計画の変更を行ったことにより、年間の業務量の平準化にもつながった。</p> <p>（教育委員会事務局）</p>	<p>措置済</p>
<p>〔意見48〕子ども多文化共生サポーター及びランゲージ支援員の勤怠管理について</p> <p>子ども多文化共生サポーター及びランゲージ支援員について、交通費の集計及び計算を含む勤怠管理の事務効率化を検討する必要がある。</p>	<p>子ども多文化共生サポーター及びランゲージ支援員を含む会計年度任用職員の勤怠管理や給与支給事務については、令和4年度より報告様式や報告期限の統一化等事務の効率化を行い、令和5年度からは旅費計算の事務統一化が行われることにより、一定の効率化が図られた。</p> <p>今後も引き続き事務のアウトソーシング等の可能性を検討していく。</p> <p>（教育委員会事務局）</p>	<p>措置済</p>
<p>7 特別支援教育課</p> <p>〔意見49〕自校通級指導教室の整備について</p>	<p>通級指導担当教員を対象とする研</p>	<p>措置済</p>

令和3年度包括外部監査（監査対象：教育委員会事務局、一般財団法人神戸市学校給食会）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>自校通級指導教室の整備の意義は大きく、その効果も大きなものが期待されるが、通級教室に携わる教員の育成は大きな課題である。自校通級指導教室は各校1人の配置となる学校が多くなることが想定され、教員の負担が大きくなるとの懸念がある。</p> <p>自校通級指導教室の整備に際しては、その都度課題に対処し、着実に教員の育成・養成を行い、また指導・支援体制を整えながら、進めていくことが必要である。</p>	<p>修を職務研修と位置付け、経験年数に応じた研修を行っている。</p> <p>自校通級指導教室の教員については、経験年数に応じた研修を受講するほかに、専門性を有した拠点校通級指導教室の教員から指導助言を受けることができるよう、月1～2回ブロックごとに集まって連絡会を開催している。また、連絡会の場以外でも、日頃から指導法や教材などについて相談できるようにしており、自校通級指導教室の教員が孤立することのないよう体制を整えている。</p> <p>今後も、経験年数や役割に応じた研修の充実を図り、拠点校通級指導教室と自校通級指導教室の連携が図れるような体制を整えていくことで、通級指導担当教員の資質の維持・向上に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会事務局）</p>	
<p>〔意見50〕人工呼吸器を使用している児童生徒がいる学校への看護師の配置について</p> <p>特別支援学校で医療的ケアを必要とする子どもの安全性の観点から、日本小児看護学会の政策提言にある人工呼吸器を使用している児童生徒がいる学校への看護師の加配について検討していくことが必要である。</p>	<p>特別支援学校における看護師については、現在（令和4年度）、特別支援学校4校に合計21名（指導的な立場を担う「主任看護師」2名含む）の看護師を配置している。</p> <p>令和4年5月1日時点においては、医療的ケアを必要とする児童生徒4.3人に1人の看護師の配置を実現している。（日本小児看護学会の政策提言では、児童生徒5人に対して最低1人以上の看護師を配置することとされている）</p> <p>また令和5年度より主任看護師に加え、学校看護師の中で統括的な役割を担う、リーダー看護師を配置する。主任看護師の補佐としての役割を担うとともに、他の職種また看護師間の連携の中心となり、円滑な学校運営を推進する。</p> <p>児童生徒の安全・安心のため、今後も最適な看護師の配置を検討する。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会事務局）</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>〔意見51〕有償ボランティアとインクルーシブ支援員の配置について</p> <p>現在、有償ボランティアとインクルーシブ支援員の併用は認められていないが、児童生徒及び保護者のニーズや学校側のニーズに応じていくためには、併用ができる制度も含めて、より柔軟な対応がとれるよう検討していくことが必要である。</p>	<p>障害種別が異なる児童生徒が在籍し支援が必要な場合は、インクルーシブ支援員と有償ボランティアの併用を認めている。また児童生徒や学校状況により、障害種によらず併用し配置することも例外的に行っている。</p> <p>支援を必要とする児童生徒は年々</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>増加しており、支援へのニーズは高まっているため、より柔軟な対応ができるよう、特別支援教育支援員に関する予算を増額して対応しているところである。</p> <p>令和5年度より、職種の明確化のため、インクルーシブ支援員を「特別支援教育支援員（会計年度任用職員）」に、特別支援教育支援員を「特別支援教育ボランティア（有償ボランティア）」に名称を変更する。</p> <p>特別支援教育支援員（会計年度任用職員）は配置要件を定め、支援を必要とする児童生徒の学習支援や、児童生徒の障害理解の促進の役割を担う。</p> <p>一方で、特別支援教育ボランティア（有償ボランティア）は、教員の補助として活動し、主に児童生徒の安全面での見守りを行う。</p> <p>いずれも支援が必要な児童生徒に対して、効果的な支援を行えるよう配置を行う。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会事務局）</p>	
<p>[意見52] バス車両買い替えの際の運行形態の比較検討について</p> <p>直営、運行管理、借り上げとの3形態で運行しているスクールバスについて、市が所有する車両の老朽化等による買い替えにあたっては、運行形態ごとのコスト面やその他の課題等について比較検討を行う必要がある。</p>	<p>令和4年度時点で、特別支援学校のスクールバスは直営バス4台、運行管理バス12台、借上バス23台の計39台となっている。</p> <p>毎年、直営の自動車運転手の動向を注視し、運行形態ごとのコストや課題を比較しながら、どの運行形態で運行することが望ましいのか検討しているが、今後も引き続き検討を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会事務局）</p>	措置済
<p>[意見53] 週あたり派遣時間の上限について</p> <p>特別支援学校以外の学校園における看護師派遣の週あたり派遣時間の上限を10時間に拡大したが、保護者からは派遣時間のさらなる上限拡大の要望もあることから、さらなる派遣時間の延長について、看護師派遣の方法も含めて検討が必要である。</p>	<p>これまでに様々な改正を行い、令和4年度時点で、市立学校園で医療的ケアが必要な幼児児童生徒に対し、週あたり上限10時間で実施している。</p> <p>令和5年度からは原則週10時間とし、医療的ケアの内容によっては週15時間まで延長を可能としている。</p> <p>今後は、最適な看護師派遣の方法等についても検討を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会事務局）</p>	措置済
<p>9 学校環境整備課</p> <p>[意見58] 工事請負契約の随意契約について</p> <p>競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札により業者を選定することが求められ、随意契約での対応はあくまで例外的処理である。そのため、</p>	<p>これまでも発注にあたっては関連する調査の事前実施に努めていたが、令和4年度より、より一層事前に詳細な調査が必要か判断し実施する事と</p>	措置済

令和3年度包括外部監査（監査対象：教育委員会事務局、一般財団法人神戸市学校給食会）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>事前調査の充実を図るとともに、予算に係る調整も十分に行い、工事計画や発注方針に従って競争入札が実施できるように対応する必要がある。</p>	<p>した。また、工事担当局と綿密に打合せを行うことで、予算や工事計画を十分に調整し、入札による業者選定に努めた。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	
<p>[意見59] 委託契約の随意契約について 競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札等により業者を選定することが求められ、随意契約での対応はあくまで例外的処理であることから、事前調査の充実等により競争性等が十分に図られた方法で業者を選定する必要がある。</p>	<p>地下埋設の発見などの想定外の事態もあり、すべての状況を事前に確認することには限界があるが、事前調査の充実により、対応可能である場合もあると考えられる。</p> <p>これまでも発注にあたっては関連する調査の事前実施に努めていたが、令和4年度より、より一層十分な事前調査を行い、適切な業者選定を行うよう努めた。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>[意見60] 委託契約金額の変更について 業者選定前に事前により詳細な調査を実施する必要がある。 また、計画が大幅に変更される場合には、業者の再選定も含めて検討する必要がある。</p>	<p>これまでも発注にあたっては関連する調査の事前実施に努めていたが、令和4年度より、より一層事前に詳細な調査が必要か判断し、実施する事とした。また、計画が大幅に変更される場合には、業者の再選定も含めて検討を行う方針とした。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>[意見61] トイレ洋式化業務委託の2号随意契約について 競争性、透明性、経済性等の観点から安易に随意契約を締結するのではなく、他自治体の動向等も参考にしながら、契約の方法を検討する必要がある。</p>	<p>契約方法の検討を行い、今後は、地元業者による見積り合わせ・競争入札を行う。</p> <p>なお、令和4年度はトイレ洋式化業務はなく、令和5年度予定業務から対応する。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>[意見62] 神戸市立学校施設昇降機保守点検業務について 昇降機の場合、一旦設置すると短期の入れ替えが難しいことが想定される一方、設置後の保守点検業務等に係る契約は特命随意契約として締結されることが多く、設置後の契約金額の妥当性の検証が困難となるが多いため、業者選定時に設置後の保守点検業務等の契約も含めて入札する等の対応を検討されたい。</p>	<p>保守業務を含めた昇降機設備設置工事の契約について検討したところ、契約監理課・メーカーとも事例が無く、メーカーによっては契約が困難であるとの回答であった。</p> <p>保守点検業務等に係る契約については、引き続き安全性や経済性等の観点も踏まえて、メーカー毎の契約とする。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	他の方法で対応
<p>IV 一般財団法人 神戸市学校給食会について 3 設立以降の財務状況の推移 [指摘事項14] 公益財団法人神戸市スポーツ協会の給食物資調達運転資金について 学校給食会に移管されなかった公益財団法人神戸市スポーツ協会に積み立てられた給食物資調達運転資金について、現在の状況を確認し、引き続き対応の検討を進められたい。</p>	<p>神戸市、スポーツ協会、教育委員会、学校給食会で協議し、令和5年度当初予算において、学校給食会へ移管した。</p> <p>(学校給食会)</p>	措置済

令和3年度包括外部監査（監査対象：教育委員会事務局、一般財団法人神戸市学校給食会）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>4 事務処理について</p> <p>[意見65] 事業委託審査委員会について</p> <p>100万円以上の委託契約について、事業委託審査委員会の審議をもって契約の可否を決定し契約を締結している。</p> <p>しかし、学校給食会の組織体制は人員数も少なく審議の実効性には疑問がある。そのため、組織体制の充実を図る、事務局所管課が関与する等の対応を講じる必要がある。</p>	<p>令和4年10月1日に「事業委託審査委員会運営要綱」を改正し、事務局所管課長である健康教育課長を委員に加えることで組織体制の実効性を高めた。</p> <p>(学校給食会)</p>	<p>措置済</p>
<p>[意見66] 随意契約の結果の公表について</p> <p>神戸市では、随意契約を締結した工事請負契約、物品等契約、及び特命随意契約を締結した委託契約金額のうち地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定を超える金額の契約について、件名、契約締結日、契約の相手方、随意契約理由等をHPで公表しているが、学校給食会では同様の規定はなく、公表もされていない。</p> <p>市の100%出資団体であることから、契約手続の透明性を高めるために、市と同様の取扱いとすることを検討されたい。</p>	<p>令和4年度締結分より、市と同様の条件で、ホームページでの公表を開始した。</p> <p>(学校給食会)</p>	<p>措置済</p>
<p>5 新型コロナウイルスへの対応状況</p> <p>[意見69] 食材の転用について</p> <p>給食中止により発生した廃棄食材の中には賞味（消費）期限が長期のものも散見され、保管費用の負担を考慮しても、廃棄よりも保管して後日の給食に転用する方がコスト面で優位と思われるものもあった。</p> <p>現行では長期休校の場合に不要となった食材についての取扱いは、調味料等容易に長期保管可能なものを除き、廃棄、業者による転売（食材補償費からの減額）やフードバンク、こども食堂、市内社会福祉法人等への寄附に限定されているが、後日の学校給食への転用も検討する必要がある。</p>	<p>休校により不用となった食材については、後日給食への転用を含め、業者になるべく転用を促したうえで、食材によっては、フードバンク、こども食堂、社会福祉法人等へ寄附を行っている。</p> <p>(学校給食会)</p>	<p>措置済</p>
<p>6 今後の在り方について</p> <p>[意見70] 3つの方向性に対するコストの試算について</p> <p>「(公財)神戸市スポーツ教育協会の学校給食事業のあり方に関する意見(平成29年12月15日)」において、事業分割を選択した場合、「学校給食事業に特化した新規団体の設立によって、総務部門に要する新たな管理コストや資金管理コストが発生し、市にとって追加的なコスト、財政負担が増加するのは明らかである。このため、「コストを生み出してもなお、団体を新規で設立するメリットについて」極めて慎重に検討する必要がある」との指摘があったが、3つの方向性に対するコストの試算が行われている文書が確認できなかった。</p> <p>今後、給食事業の方向性を決定する際にはコストの試算を行うべきである。</p>	<p>給食事業の方向性を決定する際にはコストの試算が必要である旨を事務局で共有を行った。</p> <p>現在、コストの試算を行うべき給食事業の方向性の決定事案はないが、今後、学校給食会での事業のあり方を検討する際には、コスト試算も含めて検討していく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	<p>措置済</p>

令和3年度包括外部監査（監査対象：教育委員会事務局、一般財団法人神戸市学校給食会）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>[指摘事項16] 組織体制の脆弱さについて</p> <p>学校給食会では、神戸市学校給食の副食食材の調達、及び令和2年度では40億円を超える神戸市の学校給食事業の食材購入費や食材補償費に係る支払業務を担う資金を取扱っているが、内部統制体制の充実が図ることができる体制とは言い難く、組織体制を強化するべきである。</p>	<p>これまで会長は教育長が兼任していたが、令和4年4月より専任の会長が就任し、ガバナンス向上を図るべく組織体制を強化した。</p> <p>(学校給食会)</p>	<p>措置済</p>
<p>[意見71] 学校給食会の存在意義について</p> <p>学校給食の食材調達業務は必要不可欠な業務であり、現状の改善に向けた取組を進められたい。</p> <p>また、現状からの改善が見込めない場合には、学校給食会の法人としての継続の必要性の可否について検討されたい。</p>	<p>学校給食会は、現状からの改善に向けて、以下のような取り組みを進めている。</p> <p>これまでは役員の構成をはじめ組織全体として学校給食に専念する体制にはなかったが、学校給食に特化した団体を設立したことで、業務のさらなる充実が図られている。具体的には、役員等に学校関係者のほか、食材調達に関しても専門的な意見がもらえるよう外部の有識者を迎え、理事会・評議員会の開催をはじめ、組織全体で学校給食に関連する事業を推進する体制を整えている。</p> <p>また、新たにホームページを立ち上げ、学校給食用食材についての産地や検査結果の情報をはじめ、地元農家を直接取材しシリーズで紹介するなど、特に食育・地産地消に関してきめ細かな情報発信を行っている。</p> <p>食育支援事業の取り組みとしては、学校給食関連企業が実施する食育プログラム（工場見学等）の利用促進を図るため、学校へのバス借上料の助成制度を令和元年度に新設したほか、「神戸っ子みそづくりプログラム」などの体験型の事業を充実させている。</p> <p>地産地消推進事業としても、兵庫県産トマトを加工したピューレを学校給食で提供するなど、新たな取り組みを実施している。さらに、専任の会長就任により関係団体（市、市場関係者、JA など）との連携をこれまで以上に深め、比較的需要の少ない大玉の市内産キャベツを積極的に調達するなど地産地消の推進により一層取り組むことができている。</p> <p>学校給食においては、大量の食材を安定的に調達する必要があり、発注量の変更や、気象警報発表時の取り扱いなど、弾力的な対応も必要になる。市（教育委員会）で直接調達する場合は</p>	<p>措置済</p>

令和3年度包括外部監査（監査対象：教育委員会事務局、一般財団法人神戸市学校給食会）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>入札手続き上の制約のため、同様の対応は困難である。</p> <p>また現在、給食費の公会計化に向けた検討を進めており、その中で食材調達業務等のあり方についても検討を行っていくが、現時点で学校給食会以外の民間の事業者が同等の業務を実施するのは難しいと考えている。</p> <p>このように、学校給食会は業務の充実を図るとともに、市（教育委員会）や民間の事業者では対応困難な事業にも柔軟に対応が可能であることから継続は必要であると考えている。</p> <p>引き続き教育委員会と学校給食会が連携し、安全で良質な給食の提供等に努めるとともに、社会情勢の変化を踏まえ、団体のあり方が時代に合っているか絶えず確認しながら、必要に応じて見直しを行っていきたい。</p> <p>（教育委員会事務局、学校給食会）</p>	